

## 【研究ノート】

## 非営利法人会計の情報内容の計測について

## —新たな方向へ向けての考察—

高橋 史郎

## 1. はじめに

本稿の目的は、非営利法人が発信している財務会計情報について、その情報内容の有用性について判断する手法について考察することである。

近年、営利法人である企業のみならず、非営利法人についても経営状況を知るための情報内容請求の声が高まっているのは周知の事実であろう。とりわけ財務会計情報については、数年先を見据えて分析を行う場面では、時として経営の屋台骨を大きく揺るがすことにもなりかねない状況が把握され透視されるため、きわめて重要な情報源といえるであろう。

諸外国のみならず、わが国でも近年、非営利法人の活動が大きくクローズアップされている。老年や中年、壮年、少年などの各年齢層によって違いがあるが、誰しも医療や福祉、教育などの生活上で不可欠なサービスを受けていることは間違いない。

このような状況下で、自分が普段利用しているサービス提供主体の経営状況や財務状況が気にかかってしまうことはないだろうか。利用しやすく対応も気持ちよくしてくれる、相談などした後のフォローについても不満なかったが、ある日突然、経営破綻してしまった。当然のことながら、不安になる、不満を抱く、あるいは失意に陥るなどの反応があると思われる。

そこまでは至らない前に、非営利法人が公表していた財務会計情報に触れていれば、経営上の危険な兆候に気づけたかもしれない。良くない予兆を察していれば、事前にリスクを回避するための行動をとれるはずである。営利法人である企業であれば、近年、財務開示のシステムがかなり整備され、また公表された財務情報の内容についてのチェックも厳格に行われる方向で改善されている。

他方、非営利法人が開示している会計情報についてはどうであろうか。非営利法人を巡っては、様々な改革が行われているのは事実である。その結果、確かに開示される情報内容の質や量については、以前と比べると飛躍的に進化し充実してきているであろう。

ただ問題は、その情報内容について理解しやすいかどうかである。言い換えれば、非営利法人について何らかの判断を下す場合に、開示された情報が「意思決定有用性」を備えているか、合理的な行動を起こす場面で役立つかどうか、ということである。

営利法人については、前述したとおり、財務開示のシステムやチェックが飛躍的に進化し、全体としてアウトプットである財務情報の意思決定有用性も高まっている。

年金会計や減損会計など、会計上の見積りの要素が色濃く入り込んでいる分野もあり、公表された会計情報からそれらの情報内容を即座に、直感的に理解することが難しいものもあるが、それとて会計専門職などの会計情報の「翻訳者」の手を借りれば、直接的ではないが間接的に内容を飲み込むことができるであろう。難解で近づきたい会計情報であっても、その内容を噛み砕いて分かりやすい形で提示されれば、母国語以外の言語による情報が「翻訳」されればスムーズに頭に入ってくるのと同じように、すんなりと情報内容が理解できるであろう。

翻って非営利法人が開示している財務情報についてはどうであろうか。営利法人である企業などの開示情報の解釈に長けている分析者でも、非営利法人のそれについては、現状を見る限りでは、程度の差はあるがかなり困難な状況にあるといわざるを得ないであろう。営利企業では「収益」、「費用」などの基本概念が当たり前のように使われるが、非営利法人においてはその概念が通用しないことも多いのである。

非営利法人の財務開示の様式やその内容は、総じて形式面では企業会計に歩み寄る方向にあるが、独特の勘定科目や従来から引き継がれた会計処理を反映している面も数多い。そのため、一見すると企業会計の貸借対照表や損益計算書（あるいはそれに類する計算書）などは示されるが、その内容に踏み込んで分析の俎上に乗せるには難しい部分が残っているのが現状である。

したがって、非営利法人の財務情報の読者を想定した場合、いましばらくは当該情報の翻訳者の適正な助言や示唆に頼る必要があるだろう。

また、財務会計情報の意思決定有用性という観点からは、各非営利法人が個別に開示している情報が、経営の健全性や将来性を判断するうえで実際に役立つかどうかを判断しなければならない。

非営利法人への注目度の高まりと歩調を合わせて、その活動成果などについて客観的に計測する試みはいくつかある（BSC、財務分析などの視点から）。ただ、非営利法人が開示する財務会計情報に注目してその情報内容を実証的に検証した研究は営利法人と比べるとまだまだ少なく、検証方法もいまだ確立されているとはいえないであろう。

本稿では、非営利法人が発信している財務会計情報の情報内容の有用性について、定量的データによって客観的に判断するための手法について考察していきたい。

## 2. 非営利法人の定義と主体

### 2-1 非営利法人の定義

財務会計情報の発信元である非営利法人とは、どのようなものであろうか。発信される情報内容について吟味する前に、非営利法人の定義とその主体についてまずは確認したい。

非営利法人とは、原則としては営利法人と対置される存在であるが、「法人」の枠をより広くとらえて「組織」という枠組み、すなわち非営利組織（Non Profit Organization）としてとらえると、一般的には「利益の追求を主な目的とはしない組織体」として定義され、次のような7つの要素を満たす組織であるとされている<sup>1</sup>。グローバルなレベルで広く受け入れられているのは、①から⑤までの要素を満たしている組織である。

- ①正式に組織されていること（Formal）
- ②民間であること（Private）
- ③利益非分配（Non-Profit-Distributing）
- ④自主運営であること（Self-Governing）
- ⑤自発的であること（Voluntary）
- ⑥非宗教的であること（Non-Religious）
- ⑦非政治的であること（Non-Political）

③の「利益非分配」について、さらに財務会計的に重要な利益の観点からみると、非営利組織は、「剰余金の分配を禁ずる非分配制約を有する民間組織」として定義される（黒木（2018），223頁）。非営利組織のサブセットとして非営利法人をわが国での現状と照らしてみると、上記の①から⑤の要素を満たし、とくに③については「利益非分配」ではなく「剰余金非分配」を順守している法人としてとらえることが妥当であろう。

## 2-2 会計主体について

次に、会計主体としての非営利法人について確認していきたい。会計主体という用語については種々の定義があるが、それは主に「企業」という存在を意識し、それを出発点とする場合が多い。非営利法人と営利法人である企業とは、目的や属性などが様々に異なっているが、企業を起点とした会計主体論を参考にすることが有益であろう。

非営利法人の会計情報の有用性を考えていくにあたり、本稿でその会計主体として、村田（2018）にならって「企業利益が帰属する主体」と定義する<sup>2</sup>。企業会計の主たる目的の一つは利益計算にあるという点では、非営利法人に馴染みにくい点はあるが、「企業利益」を「主体利益」、あるいは「共益利益」と言い換えれば、しっくりくるであろう。

会計主体論のここ最近の動向について探る場合、やはり注目されるのはIASB（国際会計審

<sup>1</sup> ジョーンズ・ホプキンス大学のレスター・サラモン教授の定義による。

<sup>2</sup> この定義によれば、会計主体は企業内部者とされ、他の関係者は外部者と位置付けられ、この区別によって会計主体へのリターンは利益、他者へのそれは費用とされている（村田（2018），81頁）。

議会)であり、2010年に公表された概念フレームワークである。

IASBが依拠しているのは企業主体説(エンティティ説)であり、「投資者とその持分よりも、エンティティのそれが会計の対象としてより財務報告に反映されるべきである」(IASB(2010), par.BC1.8)として、所有と経営の分離に関して企業を所有者から独立した法実体を有すると定義している。

ここで重要なのは、次の2つの鍵概念であると考えられる。

- ・エンティティの経済的資源=エンティティに対する請求権というエンティティ説を具現する貸借対照表等式がとられている(par.OB12)。
- ・従来の概念フレームワークでは、資産=持分の資本等式による(par.4.4)

村田(2018)は、IASB(2010)のこの定義について上記の鍵概念と照らし、「所有者説(proprietary theory)を基礎としていたことは明らかであることは間違いないであろう。」(村田(2018), 566頁)と述べている。

非営利法人の構造に照らすとどうであろうか。現状で把握できる非営利法人には、所有者の脈々たる威光のもとに経営を行っているものが多いのは事実であろう。この場合、会計主体としては所有者説が有力な後ろ盾となる。

ただ、昨今のステイクホルダーによる情報開示請求の高まりのなかで、とくに情報開示の閉鎖性に批判が集中する可能性が高いのは、所有者が中心となっている組織構造であると思われる。

まさにこの点で、上記の「所有者説からエンティティ説への揺り戻し」が必要ではないだろうか。会計情報の開示度、オープン性に照らせば、非営利法人についてもオーナー経営や株式会社経営などの形態にかかわらず、経営の「主体」としての実体を把握する必要がある。つまり、エンティティとして非営利法人をとらえる必要があり、この場合、エンティティ説が符合することになろう。

### 3. 非営利法人における会計情報の意思決定有用性の分析モデル

#### 3-1 従来の分析モデル

エンティティとして非営利法人をとらえる場合、その分析モデルは従来の企業を対象としたものを援用することは難しい。企業を分析する場合、そのモデルに組み込まれる従属変数には株価などの価値変数が多いが、非営利法人にはそれにあたる変数がないのである。

株式会社の投資収益率のように、“市場”の評価結果を被説明変数にすることはできるであろうか。病院が発行する債券(病院債)などはあるが、企業全体の価値の代理変数として

の株価に代わるものは基本的にないであろう。

活動の効果を従属変数とする場合、非営利法人に顕著にみられる「寄附の価格」などを利用して寄附者にとっての有用性を検証した研究成果もある (Parsons (2003), pp.113-116)。

しかしながら、非営利法人を会計情報発信者としてとらえる場合に、その情報発信によって組織体としての価値がどのように増減しているかについて検証した研究成果は乏しいと言わざるをえない。

非営利法人を分析対象とする場合、従属変数の決定打がない以上はロジット分析やプロビット分析などの回帰分析モデルの組上りにのせることが難しいであろう。

### 3-2 分析モデルの試案

非営利法人の分析について大きな壁がある現状であるが、打開策はないのであろうか。最後にそうではないことを試案として提示したい。

DEA (Data Envelopment Analysis) という分析ツールである。包括分析法とも呼ばれ、「企業の事業部、百貨店などの複数の店舗、自治体の複数の図書館などの各種事業体の意思決定主体 (Decision Making Unit, DMU) の効率性を評価する手法である」(新村 (2008, 71頁))。

DEA法は、他の統計手法と異なり、個々のDMUの良いところを評価する重みを発見する方法である。非営利法人は、営利法人と同じように多角的な事業展開をしている場合も多く(例えば社会福祉法人のように病院や介護サービス、幼稚園なども経営している)、重要なのはDMUが従属変数となり、説明変数として選ばれたそれぞれの効率値が測られることである。非営利法人になぞらえると、組織全体の価値を従属変数としなくとも個々の活動単位(DMU)の効率性がわかるため、結果として全体としての効率性、ひいては組織体としての価値が判明するのである。

## 4. おわりに

本稿では、非営利法人が発信する会計情報の有用性の測定について考察し、具体的に測定する方法のアイデアを提示した。営利法人とは違い、非営利法人の場合は利用できるデータベースに限りがあるが、今後の課題としてDEAを利用した手法の可能性を探っていきたい。

(成蹊大学経営学部教授)

## 参考文献

黒木 淳 (2018) 『非営利組織会計の実証分析』, 中央経済社

新村秀一 (2008) 『ExcelとLINGOで学ぶ数理計画法 (CD付)』, 丸善

田村威文・中條祐介・浅野信博 (2015) 『会計学の手法—実証・分析・実験によるアプローチ』,

中央経済社

村田英治 (2018) 「所有者説・エンティティ説」, 『會計』第193巻, 第5号, 80～92頁

IASB (2010) *The Conceptual Framework for Financial Reporting* (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2017] 『IFRS 基準2017』, 中央経済社)

Parsons L.M. (2003) “Is Accounting Information from nonprofit Organizations useful to donors? A review of charitable giving and value-relevance” *Journal of Accounting Literature* 22.pp104-129